(四) 次の地方税関係書類に記載されている事項を一定の装置により電磁的記録に記録する場合には、一定の方法により、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該地方税関係書類の保存に代えることができることとする等の措置を講ずることとした。(第七四八条関係)

(1) 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合におけるその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量等を記載した書類

(2) 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合における当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類

(3) 卸売販売業者等が行う製造たばこの売渡し又は消費等が課税免除事由に該当することを証するに足りる書類

(4) 自動車用炭化水素油譲渡証の写し

(5) 軽油の引取りを行った者の事務所又は事業所ごとの納入に係る軽油の数量等を記載した書類

(五) 地方税関係書類の徴収及び提出について、次の措置を講ずることとした。(第七五〇条関係)

(1) (四)(1)及び(2)の地方税関係書類について、当該地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもって当該地方税関係書類の徴収に代えることができることとした。

(2) (四)(5)の地方税関係書類について、当該地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもって当該地方税関係書類の提出に代えることができることとした。

(3) (四)(1)、(2)又は(5)の地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、一定の方法により、当該電磁的記録を保存しなければならないこととした。

(六) (四)により保存が行われている地方税関係書類に係る電磁的記録又は(五)(1)若しくは(2)により提供が行われた地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。）に基づいて期限後申告等があった場合における重加算金の額は、通常の重加算金の額に、その金額の計算の基礎となるべき金額（当該事項に係る金額に限る。）に一〇〇分の一〇の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとした。(第七五六条関係)

(七) 6の(六)による都道府県及び市町村の固定資産税の減収を補塡するため、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金の交付期間を令和八年度まで延長することとした。(附則第六五条、第六六条、第六八条、第六九条及び第七二条～第七五条関係)

二　地方税法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正関係

一の2の(七)に伴う所要の措置を講ずることとした。(第七二条の四一及び附則第九条関係)

三　地方税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

令和三年四月一日以後に提出する確定申告書について、代表者及び経理責任者等の自署押印を要しないこととした。(平成三〇年改正法附則第六条及び第三八条関係)

四　地方税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

通算法人の過年度の外国税額控除額が過年度の期限内申告書に添付された書類に外国税額控除額として記載された金額を超える一定の場合又は下回る一定の場合には、その差額に相当する金額を進行年度の道府県民税の法人税割額若しくは市町村民税の法人税割額から控除し、又は道府県民税の法人税割額若しくは市町村民税の法人税割額に加算する等所要の措置を講ずることとした。(令和二年改正法第二条関係)

五　地方自治法の一部改正関係

歳入等を納付しようとする者は、一定の場合には、指定納付受託者にその納付の委託をすることができることとし、当該指定納付受託者が当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなすこととするほか、指定納付受託者の指定、取消しその他所要の措置を講ずることとした。(第二三一条の二の二～第二三一条の二の七及び第二三一条の四関係)

六　国有資産等所在市町村交付金法の一部改正関係

1　一の6の(三)に伴う所要の措置を講ずることとした。(第二条関係)

2　令和四年度から令和六年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした。(附則第一四項関係)

七　航空機燃料譲与税法の一部改正関係

令和三年度に限り、航空機燃料譲与税の譲与額について、令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額の九分の四に相当する額と航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額とする等の措置を講ずることとした。(附則第二項関係)

八　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

◇地方交付税法等の一部を改正する法律（法律第八号）（総務省）

一　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正関係

1　地方交付税の総額の特例（地方交付税法附則第四条及び第四条の二並びに特別会計に関する法律附則第四条及び第九条関係）

(一) 令和三年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、令和三年度における法定加算額二、二四六億円、令和二年度からの繰越額二、五〇〇億円、臨時財政対策のための特例加算額一兆七、一六八億九、九一七万二、〇〇〇円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額六、〇〇〇億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金利子支払額七六〇億円、平成二〇年度分、平成二一年度分、平成二八年度分及び令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和三年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額三、〇〇四億四、二四八万二、〇〇〇円を控除した額とすることとした。

(二) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、令和三八年度までに償還することとした。

(三) 令和元年度における地方交付税の精算減額四、八一一億円について、令和九年度から令和一八年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額することとした。

2　基準財政需要額の算定方法の改正（地方交付税法第一二条、第一三条、附則第六条、第六条の二及び別表関係）

(一) 地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、令和三年度及び令和四年度における措置として「地域デジタル社会推進費」を設けることとした。

(二) 保健所の体制強化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置することとした。

(三) 教育の情報化、特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実することとした。

(四) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実することとした。

(五) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

(六) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

令和三年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。